

Ⅱ. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

本章では、運転者がトラックの運行の安全を確保するために守るべき交通ルールや安全確認の方法などについて整理しています。

指導においては、トラック運転者が守るべきルール等について説明するとともに、逸脱した運転方法による交通事故の実例を説明し、危険な運転についてのリスクを確認することが重要です。

 【指針第1章2—(2)】

1. トラック運行に係る法令

指導のねらい

貨物運送事業を行うには、遵守すべき法令があります。運転者にとっても、遵守すべき事項が規定されていますので、法令について説明するとともに、遵守すべき事項を運転者と共有しましょう。

(1) 貨物自動車運送事業に係る法令

法



ポイント

貨物自動車運送事業に係る法令としては、「貨物自動車運送事業法」などの法律がありますが、これらの法律の概要、運転者が遵守すべきポイントの理解を促進するため、運転者とともに確認しましょう。

○法令としては、「貨物自動車運送事業法」「貨物自動車運送事業輸送安全規則」などがあります。

○運転者は、日常点検の実施・確認、業務前後の点呼を受けるなどが規定され、これを遵守することが必要です。

【解 説】

① 「貨物自動車運送事業法」(国土交通省)

トラックによる運送事業を行っていく上での基本となる法律です。事業経営に係わる事項、輸送の安全確保に係わる事項、貨物自動車運送事業の適正化事業に係わる事項などが定められていることを周知しましょう。



これを活用！

(一社)全国物流ネットワーク協会 HP では、法令体系や内容について整理しています。

(<http://www.torokyo.gr.jp/html/notification/index.html>)



■貨物自動車運送事業法：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=401AC00000000083>

■貨物自動車運送事業輸送安全規則：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=402M50000800022>

② 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」(国土交通省)



○輸送の安全に関する省令として、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」が定められていることを周知しましょう。

○この中で、運転者が遵守すべき事項の主なものとしては、挙げられている以下の事項を、運転者と共に確認しましょう。

- ・酒気帯びで業務に従事しないこと。
- ・過積載の事業用自動車には乗務しないこと。
- ・積載物は偏荷重が生じないように積載し、荷崩れしないよう適正な固縛を行うこと。
- ・踏切内で運行不能となった時は、速やかに列車に対して適切な防護措置をとること。
- ・疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び等により安全な運転ができないおそれがあるときは申し出る。
- ・日常点検を実施し、またはその確認をする。
- ・運行前、途中、運行終了時には点呼を受け報告する。
- ・運行後、他の運転者と交替するときには、自動車・道路・運行の状況などについて通告する。
- ・業務記録を行う。
- ・雪道を走行するおそれがある場合に、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことを確認すること等、滑り止めの措置が講じること



これを活用！

国土交通省では、自動車の点検及び整備に関する手引きを HP に掲載しています。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3safety/tebiki.html>)

■ 運行前後の点呼

- 運行の開始前と終了後には、運転者は、運行管理者ら点呼執行者による対面の点呼を受けることが義務付けられていることを説明しましょう。
- 運行開始前の点呼では、運転者から点呼執行者に対する疾病、疲労、睡眠不足の状況、酒気帯びの有無、日常点検結果、携行品の状況等の報告を徹底しましょう。
- 運行終了後の点呼では、事故や異常の有無、運転者の疲労状況、運行経路の交通や気象の状況などについて、運転者は点呼執行者に報告し、さらに酒気帯びの有無についても確認をする必要があることを説明しましょう。

■ 日常点検の励行

日常点検項目は、法律で定められています。これをよく理解し、確実な点検を実施することが大切です。ブレーキ、タイヤ、バッテリー、原動機、灯火装置及び方向指示器、ウインド・ウォッシャ・タンクの液量などの点検が必要であることを指導しましょう。

	点検箇所	点検項目
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー	引きしろ(踏みしろ)
	原動機	かかり具合、異音、低速・加速の状態
	ウインド・ウォッシャ	噴射状態
	ワイパー	拭き取りの状態
	空気圧力計	空気圧力の上がり具合
	ブレーキ・バルブ	排気音
エンジンルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	液量
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量
	バッテリー	液量
	ラジエータなどの冷却装置	液量
	潤滑装置	エンジンオイルの量
	ファン・ベルト	張り具合、損傷
車周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷
	タイヤ	空気圧、取付けの状態、亀裂、損傷、異常な摩耗、溝の深さ
	エア・タンク	タンク内の凝水



車輪脱落事故を防ぐ



■大型車の車輪脱落事故も多く発生しています。このような事故を防止するため、下記事項を徹底しましょう。

- ・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施
- ・車輪脱落事故防止のための、以下の4つのポイントの実施。特に脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施。
 1. 錆・汚れの清掃と、給脂
 2. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
 3. タイヤ交換後、50～100km走行後の増締めの実施
 4. 日常（運行前）点検における確認
 5. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

■日常点検項目として、ディスクホイールの取付状態が不良でないことを点検ハンマーなどにより点検することが加えられています。点検項目を確認し、確実な点検を実施しましょう。

(2) 自動車の運転に係る法令



ポイント

自動車の運転に係る法令としては、「道路交通法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

指導する際は、例えば、「運転中の携帯電話・スマートフォンの使用などは運転への注意が著しく逸れることから事故につながる危険行為であること」、「シートベルトの未着用は安全が十分に確保されていない状態であること」、「積載物の転落を防ぐための措置を行わないことは、他の走行車両等を危険にさらすとともに、荷主から預かっている財産の安全が確保されていない状態であること」等、単にルールを守ることに留まらず、なぜそのルールを守るべき必要があるのかを理解させましょう。

【解 説】

● 「道路交通法」（警察庁）

道路交通における危険を防止する法律ですが、ほぼ毎年改正されています。近年では、飲酒運転の罰則強化、後部座席シートベルトの着用義務化、高齢運転者マーク（右図）の表示（罰則のない努力義務）などが施行されました。また、運転席の座面を低く後ろに、



高齢運転者マーク

かつ背もたれを後ろに傾けた状態など、体格に合った位置（前後、上下）を適切に設定しない状態での運転は、運転操作や前方視界に悪影響を及ぼし、また、走行中にカーナビゲーションを注視することなどは周囲への注意が不十分になり、事故の原因ともなります。このことから、適正な運転姿勢をとることについても同法の関係告示において規定されています。



携帯電話・スマートフォン使用による重大事故事例

事業用自動車運転者の運転中の携帯電話・スマートフォン使用が原因となった事故が起っています。

平成28年3月、東京都において、貸切バスが回送運行中、交差点右折時に、スマートフォンを操作しながらの運転により、青信号で横断中の自転車利用者（小学生）をはね、死亡させる事故が発生しました。

また、平成29年11月、滋賀県において、大型トラック運転者のスマートフォンを操作しながらの運転により、前方車両に追突し、1名を死亡させ、4名に負傷を負わせる事故が発生しました。

運転者に対しては、運転中の携帯電話等の操作が法令違反であることはもとより、いかに危険な行為であるかを理解させ、使用の禁止を徹底してください。



積載物の転落防止措置

道路交通法では、貨物の積載を確実に行う等、積載物の転落を防ぐことや、転落させたときに危険を防止するために必要な措置をとることも、運転者の遵守事項として定められています。

積載物の転落防止措置を確実に行わないことは、他の交通を危険にさらすことにつながります。運転者は出発前に、スペアタイヤや車両に備えられている工具箱等も含め、車両に積載されているものが転落のおそれがないことを確認しなければならことを、運転者に対して指導しましょう。



■ 最近の道路交通法の主な改正点

【平成 16 年 11 月 1 日施行】

- 走行中の携帯電話の使用等に対する罰則の強化
- 飲酒探知拒否に対する罰則の強化

【平成 18 年 6 月 1 日施行】

- 放置違反金制度の新設による使用者責任の強化
- 短時間駐車違反車両に対する取締りの強化
- 放置車両の確認および標章の取付けに関する事務等を民間に委託

【平成 19 年 6 月 2 日】

- 中型自動車・中型免許の新設

【平成 19 年 9 月 19 日】

- 飲酒運転幫助行為に対する罰則
- 飲酒運転等に対する罰則の強化
- 救護義務違反に対する罰則の強化
- 危険防止措置として免許証提示義務の見直し

【平成 20 年 6 月 1 日】

- 後部座席でのシートベルト着用の義務
- 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

【平成 21 年 6 月 1 日】

- 高齢運転者に対する講習予備検査の導入等
- 飲酒運転等に対する行政処分の強化

【平成 22 年 4 月 19 日】

- 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入等

【平成 23 年 2 月 1 日】

- 高齢運転者標章の変更

【平成 24 年 4 月 1 日施行】

- 運転経歴証明書に関する規定改正
- 矢印信号に関する規定の整備

【平成 25 年 12 月 1 日施行】

- 悪質・危険運転者への対策の強化

【平成 26 年 6 月 1 日施行】

- 一定の病気を原因とする事故を防ぐための質問等に関する規定の整備

【平成 26 年 9 月 1 日施行】

- 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備

【平成 27 年 6 月 17 日施行】

- 運転免許の仮停止の対象範囲の拡大

【平成 29 年 3 月 12 日施行】

- 臨時認知機能検査等の高齢運転者対策に関する規程の整備
- 準中型自動車免許の新設

【令和元年 12 月 1 日施行】

- 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備
- 運転免許証の再交付および運転経歴証明書等に関する規定の整備

【令和 2 年 6 月 30 日施行】

- 危険運転・妨害運転に対する取り締まり・厳罰の強化

【令和 4 年 5 月 13 日施行】

- 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備
- 高齢運転者に対する運転技能検査等の制度の導入

【令和 5 年 7 月 1 日施行】

- 特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する制度改正（いわゆる電動キックボードに関する規定）



(3) 車両管理に係る規定（トラックの点検、車両のチェックの必要性）



ポイント

「道路運送車両法」によって、運転者等は1日1回、運行の開始前の日常点検の実施が義務づけられていることを確認しましょう。

運行管理者は、日常点検などを適正に実施していれば回避できる、点検整備を怠った場合のリスクについて、運転者に説明しましょう。

- 路上故障の発生や思わぬ事故を引き起こす。
- 路上故障等が発生した際は、納期遅れを最小限に留めようと運転者にあせりが生じ、交通事故の危険性を高める。
- 臨時整備費の発生、燃費低下などコスト面の負担を増やす。
- 納期遅れ、積荷の破損など業務の信用失墜に繋がる。
- 排ガス濃度の上昇、黒煙排出など環境負荷が大きくなる。
- トラックのイメージや運送業界の社会的評価を低下させる。

【解 説】

● 「道路運送車両法」（国土交通省）

自動車の運行の安全確保に関する法律として、「道路運送車両法」が定められています。運転者に対しては、1日1回、運行を開始する前に日常点検を実施することが義務付けられています。

2. 義務を果たさない場合の影響の把握

指導のねらい

交通事故・違反を引き起こすと、刑事処分・行政処分が科せられます。処分の内容、科せられる刑罰などを確認するとともに、事故を起こすことのリスクについて話し合いましょう。

(1) 運転者に対する刑事処分



ポイント

交通事故・違反に対しては、法律に基づき罰則が科せられます。人身事故などを引き起こした場合などは、懲役を科せられることを指導しましょう。

● 救護義務違反に対する罰則

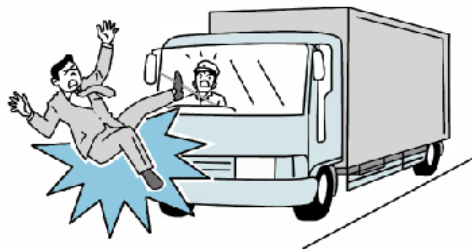
○平成 19 年 9 月施行の改正道路交通法では、いわゆる「ひき逃げ」事故のうち、被害者の死傷がその運転者の運転に起因するものである場合の罰則が強化され、10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられます。

【解説：刑事処分の例】

○運転者に対する刑事処分の例として「危険運転致死傷罪」「過失運転致死傷罪」について説明を行いましょう。

○特に、酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって人身事故を起こした場合など「危険運転致死傷罪」が適用される場合には、厳罰に処せられることを説明しましょう。

危険運転致死傷罪	危険運転致死傷罪は、酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって人身事故を起こした場合、自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転致死傷罪」が適用され、厳罰に処せられます。飲酒のほかにも、薬の服用、危険なスピード、無理な追越し、信号無視等の行為で人を死傷させた場合にも適用されます。死亡事故の場合には1年以上 20 年以下の懲役、負傷事故では 15 年以下の懲役が科せられます。
過失運転致死傷罪	交通事故被害者や遺族の要望で当時の刑法に加えられた（その後、自動車運転死傷行為処罰法（平成26年施行）に移された）ものであり、自動車を運転する際に必要な注意を怠って、人を死傷させた場合に適用されます。7年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられます。



(2) 運転者に対する行政処分



ポイント

交通事故・違反については、違反点数が加えられるなどの行政処分を受けることを指導しましょう。

【解説：行政処分の例】

点数制度

- 交通違反では、その内容に応じて違反点数が基礎点数として付けられます。このうち、特に危険性の高い悪質な違反として、酒酔い運転、麻薬等運転、救護義務違反（ひき逃げ）は1回の違反でも3年間の免許取消となるほか、酒気帯び運転（呼気1ℓにつき0.25mg以上）、過労運転、妨害運転等は25点の点数が付けられ、2年間の免許取消となります。
- 交通事故を引き起こすと、違反点数に加えて、事故の種別や責任の程度に応じた点数が付けられます。死亡事故を起こした場合は、たとえ責任が軽くても13点が付けられ、違反点数と合計し、15点以上となると、免許取消となります。
- 駐車場など、道路交通法における道路の外での死傷事故についても、免許取消や停止の行政処分となります。



(3) 会社に対する行政処分



ポイント

運転者がスピード違反や過労運転、過積載や放置駐車などを繰り返すと、運転者だけでなく、会社も一定期間自動車や営業所の使用禁止などの処分を受けることを説明し、法令違反は運転者個人だけでなく、会社にも大きな影響を与えることを意識させ、交通ルールの遵守を周知徹底しましょう。

【解説：違反行為の例】

○ 会社に対する処分の対象となる違反行為

- 無免許運転 ■最高速度超過運転 ■過労運転・麻薬等服用運転
- 酒酔い運転・酒気帯び運転 ■大型車等無資格運転 ■過積載運転
- 放置駐車 ■妨害運転 など

(4) 重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理



ポイント

重大事故を引き起こした場合には、運転者・会社への刑事処分・行政処分等の罰則は特に厳しいものとなることを指導しましょう。重大事故を端緒として監査を受けた事業者では常態的な法令違反がある場合が多く、日常の法令遵守と安全運行が大切であるとの意識を運転者と共有しましょう。

また、被害者の命を一瞬にして奪う重大事故は、被害者のみならず、被害者遺族や加害者自身、加害者の家族など、多くの人の人生に影響を与えることを、運転者が自分の身に置き換えて認識できるよう、指導を行いましょう。

【解 説】

- 重大事故を引き起こした場合には、運転者への刑事・民事処分、会社への行政処分が特に厳しくなります。また、会社やトラックに対するイメージや運送業界の社会的評価を低下させるなど、社会的にも大きな影響があります。
- 重大事故が引き起される背景には、運転者や事業者が常態的な法令違反を繰り返していることが多くあります。日頃からの法令遵守と安全運行が重大事故を未然に防ぐとの意識を、日頃から運転者や会社全体で共有しましょう。
- 被害者の命を一瞬にして奪う重大事故は、被害者遺族や関係者、被害車両の同乗者等、多くの人の心に深い傷を負わせる、取り返しのつかないものであることを特に説明しましょう。また、加害者となってしまった場合にも、刑事・民事処分を受けるのみならず、人命を奪ってしまった罪の意識と後悔に、家族を含めて生涯にわたり苦しめられる人が多くいることを伝えましょう。
- 指導にあたっては、被害者や加害者の手記などを運転者の指導に活用し、重大事故の影響の大きさを自分の身に置き換えて認識させ、自身の運転行動の振り返りを促し、安全運転の心がけを喚起することに留意しましょう。



これを活用！

重大事故の被害者遺族の手記が公開されています。

群馬県警・交通事故犠牲者の手記「妹よ」(<https://www.police.pref.gunma.jp/28636.html>)

重大事故の加害者の手記が公開されています。

(一財)東京交通安全協会「贖いの日々」(http://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi_aganai/list.html)

ここまでのおさらい チェックシートⅡ



日常チェックポイント

- ✓ 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」では、運転者が遵守すべき事項としては何を挙げ
ていますか？
 - ☐ 酒気帯びで乗務しないこと
 - ☐ 過積載の事業用自動車には乗務しないこと
 - ☐ 積載物は偏荷重が生じないように積載し、荷崩れしないよう適正な固縛を行うこと
 - ☐ 踏切内で運行不能となった時は、速やかに列車に対して適切な防護措置をとること
 - ☐ 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び等により安全な運転ができないおそれのあるとき
は申し出る
 - ☐ 日常点検を実施し、またはその確認をする
 - ☐ 運行前、途中、運行終了時には、点呼を受け、報告する
 - ☐ 運行後、他の運転者と交替するときには、自動車・道路・運行の状況などについて通
告する
 - ☐ 業務記録を行う

- ✓ 日常点検を安全に行うためには、どのような注意が必要でしょうか？
 - ☐ 平坦な場所で行う
 - ☐ タイヤに輪止めをかける
 - ☐ パーキング・ブレーキを確実に効かせ、ギアをニュートラルにする
 - ☐ エンジンをとめ、スターターキーを必ず抜き取る
 - ☐ 走行直後の点検は、やけどをするおそれがあるため、エンジンが冷えた状態で行う
 - ☐ 運転台を持上げる時は操作手順にしたがって行う
 - ☐ 吸気ダクトには物を落とさないよう注意する
 - ☐ エンジンの上に乗るときは、パイプ類、エア・クリーナーなどの補機類に足をかけない
ようにする
 - ☐ 点検終了後は、エンジンルーム内にウエス（布）など燃えやすい物や工具などの置忘
れがないか点検する
 - ☐ 最後に全体を見渡し、オイル漏れ、液漏れなどがないか必ず点検する



安全教育でのチェックポイント

- ✓ 平成 29 年 3 月に改正道路交通法が施行され、準中型自動車・準中型免許が新設されました。準中型自動車とはどのような車両をいうのでしょうか？また、準中型自動車を運転するにはどのような免許が必要でしょうか？

→□準中型自動車は、車両総重量が 3.5 トン以上 7.5 トン未満、最大積載量が 2 トン以上 4.5 トン未満、乗車定員が 10 人以下の車両をいいます

□準中型自動車を運転するには、準中型免許、中型免許又は大型免許が必要となります。ただし、改正前に取得した普通免許は、5 トン限定準中型免許として、これまでどおり車両総重量 5 トン未満の自動車の運転ができます。

改正前の自動車の種類と免許の区分

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	免許の区分	受験資格
大型自動車	11 トン以上	6.5 トン以上	大型免許	21 歳以上 普通免許保有等通算 3 年以上
中型自動車	11 トン未満 5 トン以上	6.5 トン未満 3 トン以上	中型免許	20 歳以上 普通免許保有等通算 2 年以上
普通自動車	5 トン未満	3 トン未満	普通免許	18 歳以上

改正後の自動車の種類と免許の区分

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	免許の区分	受験資格
大型自動車	11 トン以上	6.5 トン以上	大型免許	特別な教習を修了した者 19 歳以上 普通免許保有等通算 1 年以上 (※令和 4 年 5 月 13 日～)
中型自動車	11 トン未満 7.5 トン以上	6.5 トン未満 4.5 トン以上	中型免許	
準中型自動車	7.5 トン未満 3.5 トン以上	4.5 トン未満 2 トン以上	準中型免許	18 歳以上
普通自動車	3.5 トン未満	2 トン未満	普通免許	18 歳以上

- ✓ 酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって人身事故を起こした場合、被害者が死亡の場合、負傷の場合それぞれでどのような刑事処分が科せられるでしょうか？

→死亡の場合 1 年以上 20 年以下の懲役、負傷の場合 15 年以下の懲役

- ✓ 酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって違反を起こした場合の行政処分としてはどのようなことが科せられるのでしょうか？

→3 年間の免許取消。酒気帯び・過労運転の場合は 2 年間の免許取消